

麻醉脊髄用針承認基準(改正案)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第5項から第7項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成16年厚生労働省告示第298号。以下「クラス分類告示」という。）別表第1第358号に規定する麻醉脊髄用針について、次のとおり承認基準を定め、令和〇年〇月〇日から適用する。

麻醉脊髄用針承認基準

1. 適用範囲

クラス分類告示に規定する、麻醉脊髄用針とする。

2. 技術基準

別紙1に適合すること。

3. 使用目的又は効果

使用目的又は効果は、脊髄くも膜下への麻醉薬又は鎮痛薬の投与及び髄液の吸引・採取をするものであること。

4. 基本要件への適合性

別紙2に示す基本要件適合性チェックリストに基づき 基本要件への適合性を説明すること。

5. その他

構造、使用方法、性能等が既存の医療機器と明らかに異なる場合については、本基準に適合しないものとする。